令和5年度の住民税非課税世帯などを対象に

「物価高騰臨時特別給付金」を支給

家計急変世帯も支給対象になります

電力・ガス・食料品などの物価高騰により、家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯などを対象に、物価高騰臨時特別給付金として、1世帯当たり3万円を支給します。

令和5年度住民税非課税世帯のうち、対象と思われる 世帯の世帯主に申請書類(確認書)などを順次郵送します ので、手続きをお願いします。



市HP

詳しくは、市HPをご覧いただくか、物価高騰臨時特別 給付金コールセンター (☎77-1711 ※6月19日以降の 平日の午前8時30分~午後5時15分)へ。

①住民税非課税世帯(給付額:1世帯当たり3万円)

対象世帯

令和5年6月1日時点において、大垣市に住民票があり、世帯 全員の令和5年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯

申請 方法

対象と思われる世帯主へ申請書類(確認書)などを6月下旬から順次郵送しますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で7月3日(月)から10月2日(月)までに返送してください。※申請書類が届いた人は、電子申請可

②家計急変世帯(給付額:1世帯当たり3万円)

令和5年1月から9月までの任意の1か月において、予期せず家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯

対象 世帯

【住民税(均等割)非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに】

- ▶単身または扶養親族がいない場合……………… 970,000円
- ▶配偶者・扶養親族 (1人) を扶養している場合……1,479,000円
- ▶配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合……1,899,999円 ▶配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合……2,355,999円
- ▶配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合……2,815,999円
- ▶障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合……2,043,999円

申請方法

7月3日(月)以降に世帯主による申請が必要です。申請書など (市HPからダウンロードまたは、社会福祉課などで配布) に必 要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、申請窓口(市 役所1階会議室1-1、7月3日(月)から10月2日(月)までの 平日の午前8時30分~午後5時15分)へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、 その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養され ている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給 できるのは①または②のどちらか1回のみです

水路の転落事故にご注意を!

 $6 \sim 10$ 月は、水路などの水量が増えます。次の4点に注意してください。

①水路に一人で行かない ②水路で遊ばない ③夜間は水路と道路の境が見えにくい ④スマ

ホを見ながら水路 に近づかない

詳しくは、管理 課(☎47-8526)へ。



ごみの屋外焼却は やめましょう

家庭において、ごみを屋外で 焼却することは、一部の例外を 除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、 周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、 分別を徹底し、指定された日に 「ごみステーション」に出して ください。

詳しくは、環境 衛生課(☎47-8563)へ。



新築・増築家屋の調査

固定資産税の評価算定のため、今年の1月 2日以降に新築または増築された家屋の調査 を7月から行います。

課税課の職員が順次、調査に伺いますので、 ご協力をお願いします。



訪問日時(平日の午前9時~午後4時)の希望がある人は、同課家屋グループ(☎47-8178)へご連絡ください。

災害発生に備えましょう



~SNSで防災情報を配信しています~

防災情報などをLINE、Twitter、FacebookなどのSNSやメールで配信しています。事前に情報を収集して災害に備え、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を受け取って、適切なタイミングで避難することが大切です。

市公式LINEアカウントの友だち追加や市に関する防災情報を まとめた専用HP「防災ポータルサイト」の防災情報の収集ページ から配信登録をお願いします。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。

防災情報はこちらからアクセス



アカウント

市公式LINE 市



市防災ポータル サイト



介護

更新手続きをお忘れなく

食費・居住費の減額認定



介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人(※注)は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月下旬以降に郵送する申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者(配偶者がいない場合は、本人のみ)の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて、7月21日までに介護保険課へ提出してください。新規申請も随時受け付けています。

詳しくは、同課(☎47-7406)へ。

(注)

住民税非課税世帯の人でも、次に該当する人は対象になりませんのでご注意ください。

- ①配偶者が住民税課税の場合(世帯分離をしている場合も含む)
- ②預貯金・有価証券などが、下表の金額を超える場合

所得の状況		預貯金などの資産の状況	
本人の年金収入額 (非課税年金を含む) + その他の合計所得金額	80万円以下	単身 650万円	夫婦 1,650万円
	80万円超120万 円以下	単身 550万円	夫婦 1,550万円
	120万円超	単身 500万円	夫婦 1,500万円

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など詳しく は、同課へお尋ねください